

警察庁説明資料
火薬類の陸上処理体制に関する問題点等について

平成 15 年 9 月
警察庁銃器対策課

1. 問題点等

警察は、不要となった火薬類を利用した事件を防止するため、昭和 50 年から、ハンターやその遺族等から不要火薬類を引き取り、自衛隊に処理を依頼している。しかしながら、ロンドン条約議定書が締結された場合、自衛隊は「これまでどおりの協力をすることは困難」との意向である。

こうした状況の下、警察としては、不法貯蔵、不法投棄、暴力団への横流し等を防止するため、着実に不要火薬類を回収・廃棄するための新たな枠組みの整備を行うことが必要と考えるが、現段階では、具体的な対応策が見いだせない状況にある。

2. 最近の火薬類に係る事件例

(1) 自衛官による砲弾不法所持等事件（沖縄）

平成 15 年 8 月 31 日、何らかの方法で入手したロケット弾と思われる物を爆発させ死亡し、自宅内から火薬の入ったロケット弾 2 発等を発見・押収した事案

(2) 宅配業者支店内における砲弾爆発事件（静岡）

平成 15 年 6 月 30 日、御殿場市居住の板金工が、自衛隊の演習場で拾った砲弾をインターネットオークションで購入した者に発送したところ、宅配業者支店内で爆発し、1 名が負傷した事案。

(3) 元花火工場清掃員による手製爆弾爆発事件（栃木）

平成 15 年 4 月 17 日、足利市居住の元花火工場清掃員が、勤務先から窃取した黒色火薬を利用した手製爆弾を作成した上で自殺予告の電話を警察署にし、駐在所員が説得に当たっている最中に爆発させ、自らは重傷を負い、又、警察官も軽傷を負った事案。

(4) 暴力団員によるダイナマイト等不法所持事件（警視庁）

平成 15 年 2 月 10 日、暴力団員が借りている新宿区内の貸倉庫を捜索したところ、ダイナマイト 5 本、手榴弾 3 個及び機関けん銃等を発見・押収した事案

(5) 暴力団員によるライフル実包等不法所持事件（北海道）

平成 14 年 12 月 6 日、覚せい剤取締法違反容疑で釧路市居住の暴力団員宅を捜索

したところ、平成13年6月に盗難被害にあったライフル銃とこれに適合する実包を
発見・押収した事案

(6) 盗難散弾実包等を利用した逮捕監禁等事件（群馬・栃木）

平成14年7月20日、桐生市居住の無職者が、窃取した散弾銃及び散弾実包を利用
して、現金を強取した上、専門学校生を逮捕監禁し、更に、逃走途中に、非番の警
察官夫婦を監禁した事案

(7) 暴力団員によるコンクリート破砕器、散弾実包等不法所持事件

平成14年11月28日、指名手配中の暴力団幹部の潜伏先を捜索したところ、コ
ンクリート破砕器4個、散弾実包67発、密造散弾銃等を発見・押収した事案